

# 小山市立間々田中学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたことを重く受け止め、いじめを未然に防止し、または早期に発見し、適切に解決に導いていける学校の指導體制を一層強化するとともに、学校のみならず家庭や地域社会、関係機関等が一体となって、いじめの問題に対処できる体制づくりを推進していくことが重要である。

間々田中学校では、保護者や地域に「間々田中学校いじめ防止基本方針」及び「いじめ対策アクションプラン」を公表し、学校と家庭、地域が連携を図りながら、生徒一人一人にいじめをしない、させない、許さない心や態度を育てていけるよう努める。

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が学校の内外を問わず安心して生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにすることである。

この基本理念の下、いじめの防止等の対策は、いじめられた生徒の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、教育委員会、家庭、地域その他の関係機関との連携の下、いじめ問題の克服を目指して行う。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。」（いじめ防止対策推進法第2条）

なお、具体的ないじめの主な態様として、以下のようなものがある。

#### ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

ア 身体や動作について不快なことを言われる

イ 存在を否定される

ウ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる

- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ア 対象の生徒が来ると、その場からみんないなくなる
  - イ 遊びやチームに入れない
  - ウ 席を離される
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ア 身体を小突かれたり、執拗に叩かれたりする
  - イ 殴られる、蹴られるが繰り返される
  - ウ 遊びと称して特定の生徒が技をかけられる
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ア 脅され、現金等を取られる
  - イ 写真や鞆、靴等を傷つけられる
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ア 靴に画鋲やガム等を入れられる
  - イ 万引きや恐喝を強要される
  - ウ 大勢の前で衣服を脱がされる
  - エ 教師や大人に対して暴言を吐かせられる
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをさせられる
  - ア インターネット上の掲示板等に恥ずかしい情報を載せられる
  - イ いたずらや脅迫のメールが送られる
  - ウ SNS等のグループから故意に外される

いじめには、上記のように多様な態様があることを踏まえ、法で示したいじめに該当するか否かを判断する際には、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈せず、様々な要因を探ることが必要である。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合もあることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察したり、周囲から客観的な情報を収集したりするなどして確認する必要がある。

### (3) いじめの理解

いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する（国立教育政策研究所による「いじめ追跡調査結果」による）。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせ得る。

加えて、いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

#### (4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

##### ① いじめの未然防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、いじめの問題の根本的な克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点からの指導が重要である。

このため、学校における全教育活動を通して、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ということの真の理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養える学級、学年、学校づくりに取り組んでいくことが重要である。そうした中で、全ての生徒が安心して生活でき様々な活動を通して自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めていくことが必要である。

##### ② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、生徒に関わる全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって早い段階からの的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

##### ③ いじめへの早期対応・対処

いじめ発生時には、校長のリーダーシップの下、「いじめ問題対策委員会」を中心に「誰がいつ何をするのか」の役割分担等を明確にして対応する。また、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。

##### ④ 関係機関との連携

いじめを行った生徒に対して必要なく教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所、医療機関などの関係機関と適切な連携を図る。

## 2 いじめの防止等のための本校での取組

### (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

間々田中学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を具体的に定めた、「間々田中学校いじめ防止基本方針」及び「間々田中学校いじめ対策アクションプラン」を策定する。

### (2) 具体的な取組

#### ① いじめの未然防止のための取組

ア 生徒の自主性・主体性を伸ばし、自主・自立(律)の精神を培うことを通して、いじめを許さず、力強いいじめ問題に立ち向かう資質・能力、態度を育成する。

- イ 分かる授業づくりのために、教員の授業力の向上に努めるとともに、生徒の学力向上のための学び合いの場の設定に努める。また、毎時間の授業での「ねらいの提示」と「振り返り」の実践による「できた実感を伴う授業」を展開する。
- ウ 特別の教科道徳の時間や学級活動をはじめとする特別活動による好ましい集団づくりを通して、生徒一人一人の個性の伸長に伴う心の教育の充実を図る。
- エ 小中連携あいさつ運動や小中連携ふれあい学習を通して、他を思いやる心を育む。
- オ 基本的な生活習慣の確立を図るために、場に応じた言動やマナーを守った生活ができるよう具体的な指導を継続するとともに、全教育活動を通じた規範意識の高揚に努める。
- カ 「いじめ防止強調週間」「いじめゼロ子どもサミット」「心を育てる学校教育の日」「校内人権週間」などの機会を通して主体的にいじめや人権について考えさせ、行動させる等、いじめの未然防止に資する積極的な活動に取り組ませる。
- キ 各種便りを通して家庭や地域にいじめ防止及び早期発見のための啓発を行う。また、保護者からの意見や情報の収集に努め、学校・家庭・地域が協力して生徒を育てる意識をもつ。
- ク 情報通信機器やインターネット・SNS 等について、正しい利用とマナーについての理解を深め、正しい判断と行動が取れる生徒を育成するための情報モラル教育を推進するとともに、保護者の啓発に努める。

## ② 早期発見・早期対応のための取組

- ア ささいな兆候であっても「いじめではないか」との疑いをもち、早い段階から適切に対応できるようにする。
- イ hyper-QU の結果を教職員で共通理解し、有効活用することでよりよい学級集団や学校づくりに活かす。
- ウ 定期的なアンケート調査（年間5回）により、生徒の実態把握に努める。また、知り得た情報を速やかに関係職員で共有し、早期対応につなげる。
- エ 定期的な教育相談（年間2回）やチャンス相談を実施し、生徒の心の変化を感じ取れるようにする。また、生徒がいじめを相談しやすい体制を整える。
- オ 生活ノート「あゆみ」の内容を確認し、コメントのやりとりを通して、生徒の日々の心理状態の把握に努める。また、普段から教職員と生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努める。
- カ 生徒の日常の言動に注意を払い、人間関係の把握に努める。

## ③ 校内研修の充実

- ア 「いじめ防止基本方針」の理解やいじめ認知に関する共通理解等、教職員の資質の向上を図るための取組を実施する。
- イ 教職員の言動が、生徒を傷つけたりたの生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、教職員の人権意識の高揚を図るための研修を実施する。

## ④ いじめに対する措置

- ア いじめの疑いに関する情報があった際には、「いじめ問題対策委員会」が情報の収集と記録、共有を行い、事実関係の把握に努める。その上でいじめであるか

否かの判断を組織的に行う。対応不要であると個人で判断することは避ける。

イ いじめの認知を重く受け止め、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒を守ることを徹底する。いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とし、教育的な配慮の下に、いじめられた生徒の意向を汲みつつ、毅然とした態度で指導する。

ウ いじめた生徒から事実関係を確認した後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解を得た上で、学校と保護者が連携して適切な対応ができるよう保護者の協力を求め、継続的な指導や支援をする。

エ 全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、いじめの解決に向けて取り組む。

オ いじめの内容や程度により、下記のように「誰がどう対応するのか」を確認しながら対応に当たる。

- ・言葉によるからかい

担任や学年主任（学年職員）で対応し、解決を図る。保護者へ連絡をする。

- ・仲間はずれ、悪口・陰口

担任・学年主任（学年職員）で対応し、解決を図る。保護者へ連絡し、状況によっては保護者も交えて指導する。

- ・身体接触を伴ういじめ

担任・学年主任（学年職員）で対応し、解決を図る。生徒指導主事や管理職が入り、保護者も交えて指導する。

- ・暴言や誹謗中傷（「死ぬ」等の書き込み）、脅迫行為や強要行為

生徒指導主事もしくは管理職が、警察・児童相談所等の関係機関と連携して計画的に指導する。保護者へ強く働きかける。

- ・重い暴力や傷害行為、悪質な脅迫、強要や恐喝

生徒指導主事もしくは管理職が、警察・教育委員会・児童相談所等の関係機関と連携して計画的に指導する。出席停止の措置をとる場合、関係機関と連携して当該児童生徒に対して必要な指導を組織的に行う。

### (3) いじめの防止等のための組織

#### ① 組織と構成

ア 「いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめの兆候やいじめへの懸念、生徒からの訴えを特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

イ 「いじめ問題対策委員会」は校長・教頭・教務主任・学年主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・生徒指導主事・学年生徒指導係で構成する。必要に応じてスクールカウンセラー等と連携する。

#### ② 組織の役割

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ 「間々田中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施について、PDCAを行うための中核となる。

ウ いじめの相談・通報の窓口となる。

エ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

オ いじめの疑いに関する情報があった際には、会議を開いて情報の共有をするとともに、関係生徒への聞き取り等によって事実関係の把握に努め、いじめであるか否かの判断をする。

カ いじめられた生徒に対する支援や、いじめた生徒に対する指導や支援の体制・方針の決定と保護者との連携等、組織的な対応をするための中核となる。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の発生と報告

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

いじめ防止対策推進法第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

##### ① 重大事態の意味

重大となる案件については、いじめ防止対策推進法第28条第1項に記載されており、規定する児童生徒の状況に至る要因が、当該児童生徒に対して行われるいじめにあること、また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめられた児童生徒の状況に着目し、例えば児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、いじめられた生徒やその保護者からの申し立てがあったときは、真摯に対応する。

##### ② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

## (2) 重大事態の調査

### ① 調査の趣旨及び調査主体

いじめ防止対策推進法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会に支援を求め、調査を実施する。この際、因果関係の特定を急がずに、客観的な事実関係を速やかに調査する。その際、学校に対する必要な支援や指導、又は人的措置を含めた適切な支援を求める。

### ② 調査のための組織

当該事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにその下に組織を設けるものとする。また、学校が調査の主体となる場合、「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な人物を加え「いじめ調査委員会」を設置し、調査を実施する。

### ③ 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで、当該自体への対処や同種の事態の発生を防止するために行う。

#### ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問票調査や聴き取り調査などを行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に応じ、学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

#### イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問票調査や聴き取り調査などを行う。

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、「栃木県いじめ防止基本方針」(平成29年12月4日(2)③栃木県)並びに「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月 文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

#### ウ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会の指導・助言の下、いじめた生徒に対する出席停止措置の活用や、いじめられた生徒の就学校の指定変更、区域外就学等、いじめられた生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

### (3) 調査結果の提供及び報告

#### ① 調査結果の提供

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)  
いじめ防止対策推進法第28条第2項  
学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校は、いじめられた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた生徒やその保護者に対して説明する。

これら情報の提供に当たっては、学校は他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適時・適切な方法で経過報告等、情報提供を行う。

質問票調査を実施する場合、それによって得られた結果を、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。また、学校が調査を行う場合においては、情報の提供の内容・方法・時期などについて教育委員会の指導及び支援を受ける。

#### ② 調査結果の報告

学校は、調査結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。上記①の説明の結果を踏まえて、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることができるものとする。

## 4 取組の評価・検証

「間々田中学校いじめ防止基本方針」については、「いじめ問題対策委員会」を中心に定期的に見直し、実効性のある取組になるよう改善していく。さらに、学校評価アンケート等を活用し、保護者の意見等も改善を図るための資料とする。